

平成 23 年 第 4 回 東彼杵町議会臨時会会議録

平成 23 年第 4 回東彼杵町議会臨時会は、平成 23 年 11 月 14 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 福田 修 君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番 堀 進一郎 君
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一君	建 設 課 長 山田 聡 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 富永 勝 君
産業振興課長 三根 貞彦 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (三根 貞彦君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 原田 尚登 君
教 育 次 長 山口 章 君	税 務 課 長 林田 政佳 君
会 計 課 長 森山 武司 君	

4 書記は次のとおりである

議会事務局長 上杉 房男 君 書 記 湯藤 美絵子 君

5 議事日程は次のとおりである

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 74 号 東彼杵町龍頭泉いこいの広場の指定管理者の指定について

日程第 4 議案第 75 号 平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 4 号)

日程第 5 議案第 76 号 平成 23 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正
予算 (第 3 号)

日程第 6 報告第 9 号 専決処分 of 報告について

(大野原高原線改良工事(13 工区)請負契約の変更に伴う
請負金額の変更について)

開会（午前9時30分）

○議長（森敏則君）

おはようございます。只今から平成23年第4回東彼杵町議会臨時会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（森敏則君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第118条の規定によって9番岡田伊一郎君、10番後城一雄君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（森敏則君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 議案第74号 東彼杵町龍頭泉いこいの広場の指定管理者の指定について

○議長（森敏則君）

日程第3、議案第74号、東彼杵町龍頭泉いこいの広場の指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。今日は第4回の臨時議会の招集致しましたところ、大変ご多忙の中お揃いご出席いただきましてありがとうございます。本日は附議事件と致しましては只今の74号の指定管理、それから一般会計、特別会計のそれぞれ2件それから報告事項が1件でございます。

先ず議案第74号、東彼杵町龍頭泉いこいの広場の指定管理者の指定についてでございます。これにつきましては、従前から指定管理を行なっていたいております、みどりの会が決定を致しましたので、ここに書いております期間等を含めまして指定管理者の指定をお願いするものでございます。慎重審議の上、然るべきご決定を賜りたいと思えます。宜しくお願い致します。

産業振興課長。

○議長（森敏則君）

産業振興課長。

○産業振興課長（三根貞彦君）

町長に代わりまして若干の補足説明を致します。

施設の名称 龍頭泉いこいの広場

団体の名称 東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷 396 番地 4

緑の会

代表 村田 昇

期 間 平成 23 年 12 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日

尚、募集につきましては、本来 10 月 3 日から 10 月 31 日迄の約 1 ヶ月間行ないました。説明会を 10 月 14 日に開催を致しまして、審査会を 11 月 8 日にプレゼンを受けたところでございます。結果、応募が 1 件しかなかったということもありましたけれども、4、5 件程度の問い合わせはありましたけれども結局応募してこられたのは 1 件というふうな状況でございます。

今回既成の期間を前年度は 3 年間約 2 年 8 ヶ月としておりましたが、色々現在受けていらっしゃるところとかをお聞きしまして、サービスのやはり充実と安定を図るためにはどうしてもやはり 3 年では短いというふうなことがございましたものですから。本年、募集するに当たり 5 年間というふうなことを定めまして募集を行なっております。

合わせまして、指定暴力団の構成員が無い者というふうな条項を付け加えましてそういったことで募集を行なっております。以上でございます。宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

これから質疑を行ないます。質疑がある方はどうぞ。

6 番議員吉永君。

○6 番(吉永秀俊君)

今回は、今までは 3 年間だった委託期間を 5 年間にされたということですが、この指定管理者という制度は特にこういった公の公園当りの指定管理をする場合は、やはり首長の思いといいますか、首長の構想といいますか、考えといいますか、そういうものを反映することが多いと思います。やっぱり首長が、この施設は私の任期中にこういったことで、こういった考えの基で、こういった方法でやっていただきたいというふうなことで管理を指定される思いがあるわけで、そうなりますと今まで 3 年間でしたが町長の任期、我々の任期も 4 年間でございますので、例えば任期の間にやはり自分の任期の間に完結した方がいいのではないかとこのふうな私は考えをもっています。

例えば今の町長がこういう考え方でやってくれということで、今度は 5 年目になりますと、ひょっとすれば指定した町長がいない、不在ということも考えられるわけです。そういった場合になりますと、5 年目は新しい考えを持っておられる方がひょっとすればなっておられるかも知れないし。そういう場合に、果たして 5 年目の場合ですよ、請け負った方もちょっと意にそぐわないような形になれば、そこでちょっとお互い気持ちの良い運営といいますか、

そういうものが出来ない可能性もありますので、できればこういう指定管理者というのは期限は大体3年から5年ということまでどこもなっているようですけども、なるだけならば私は4年間にされた方が町長の思いといたしますか、また請け負った方の思いも完結できるのではないかという気持ちがあるわけですがそこらへんの考えはどうお持ちでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに議員に言われるとおりのそういう考え方もあるかも知れませんが、基本的に指定管理というのは、行政が持たない民間のノウハウを活用しての施設管理の運営ですので、そういう経費節減もいくらか図れる道もありますけども、基本的にはやっぱり民間の力を利用しての運営ということですので、任期に関係なくやった方が私は、所謂みどりの会ですか、ここの考え方で、民間感覚でやられるというのが一番理想だと思いますけども。確かに任期期間中にふれることがありますけども、5年間ですので1年ぐらい外れますけども、それはそういう体制の時期ですので、3年間でできないということ。3年でしたら任期中ですけども、3年間ではどうしても、イベントを組んで、企画をして、効果がでるのが無理だというふうな考えもありますので、そういう考え方で5年は止むを得ないということで、町長の構想ではなくてどちらかという民間ベースの。

勿論、基本的な理念というのは今募集要項に書いておりますけども、そういうふうにしておりますけども運営に当たっては民間のノウハウということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（森敏則君）

6番議員吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

それはそういうことで、私も5年間と言われればあえて反対はしないつもりでありますけども。もう1点、今回募集期間を約1ヶ月間とられて、たまたま募集者が1名しかなかったということですが、私はこの条例を読んでみましたら、第3条のところを選定をする条項がありますが、そこに選定方法、これがどうも条例の中に明記してないようです。

本来ならば、これはあちらこちらの指定管理者の条例を見ますと、やはり条例の中に選定方法をプロポーザルにするとか、総合評価方式にするとか、そういったことを条例に掲げてあります。ところがうちの場合の条例にはそれが無いので、私はこれは是非条例の中に選定方法を明記された方がいいのではないかと思います。というのはやはり今回はこういうやり方でした、次の5年後はこういう選定方法でしたということになりますと、やはり違うことになりますので、それは条例の中に選定方法も入れておくべきではないかと思えますがそこらへんのお考えはどうでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かにご指摘のとおりその当時条例規則等は私が担当で作っておりますので、その時の準

則等を見て作っているはずですので、今後そういう別途の他町或いは県外、全国的に調べましてそういう方法が良いのかどうなのか研究をして参りたいと思いますので。ご提案ありがとうございました。

○議長（森敏則君）

6番議員吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

そういうことで是非これは条例の中に是非選定方法を入れていただきたいというふうに思います。そしてもう一つ、ちょっとこれは私も指定管理者をインターネットで調べて見たのですが、指定管理者を運用する上で留意点を指摘しなければならないということで、ちょっと読ませていただきますけども、指定管理者制度は施設の管理運営全般を管理者に委ねるため、公の施設が民営化されるという見方をされることが多い。

しかし、税金で設置された施設が一管理者によって私物化されるのを防ぐ観点からも下記の事項を地方公共団体の条例や協定書及び仕様書などに盛り込んでいくことが必要となるということを書いてあります。

その中で、ちょっと私が気になったことが定期的な収支報告会、運営協議会などを設けてきちっとやはり議会などに報告するという。2番目に利用者であり本来の所有者である市民、ここでは市民となりますけども、住民のチェック制度をきちんと機能させると。住民からもやっぱりチェックをしていただいてこの1年間の経営、運営は良かったな悪かったなと、こういう点がちょっと足りないなということ住民の側からも指摘されるような機関を作っておくということ。

次は管理を指定した地方公共団体及び第三者機関による監査、これは今ちょっと行なっていますのでこれはいいと思います。それともう一つは管理を指定した地方公共団体職員の頻繁な訪問による指導をするべきだというふうにご書いてあります。それと最後ですけども、社会保険、労働保険の加入。加入すべき職員についての手続き全てを指定管理者が漏らさず行なうことということで、やはり指定管理を行なっておられる職員の方はやはりこういった福利厚生制度もきちっとやってやるべきだご書いてありますので。

ちょっと私はこちらを見まして、特に1番目の定期的な収支報告会、運営協力会議これなどがちょっと整備されていないようでございますので、できればこういったものを設置されてやはり運営の状況が議会なり住民にきちっと分かるようなそういうシステムをちょっと作られたらどうかなと思うのでちょっと町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ず1点目ですけども、収支報告等につきましては町の方には毎月、後は年のまとめで決算とかをいただいておりますのでこれは公表もできますし、それから情報公開もできますのでそういうのでいけると思います。議会の方にもまだそまでは考えておりませんので、半期ぐらいは議会の方にもご説明できるような機会もあろうかと思っております。検討したいと思っております。

運営協議会を作るというのは非常に複雑になっていきますけども、運営協議会よりも住民のチェック制度ですか、こっちの方を逆に重視した方が良いのではないかと。運営協議会となれば、言葉は悪いですけども、美辞麗句的な慣例的なやり方になってしまいますので、逆に住民のチェック制度というのが新たな視点で良いかなと考えております。

それから3点目の監査ですがOKです。それから職員の頻繁な指導ですか、これは当然やっぱりやっていかなければと思います。私も担当時代は必ず、勿論イベントの時は行きますけどもそれ以外も行っておりますので、これは職員にもお願いをしまして定期的に行くようにしたいと思っております。それから5点目の福利厚生につきましては、これは仕様書等で義務づけておりますので確かに全部守られているかどうかは分かりませんが、少なくとも常用で来られる方は全て保険をかけておりますのでパートの時もそういう福利厚生がどうかというのは今から検討すべきだと思います。以上でございます。

○議長（森敏則君）

他に。

4番議員堀君。

○4番（堀進一郎君）

ちょっと参考のためにお尋ねしますが、今3年間で5年間に延長したような方法にしたということで、確かに町長が説明されるようにやはり今後のサービスの充実、施設の有効活用、町民のやっぱり活用といいますか、そういう面でやはり投資的な器具の使い方、事業計画の設定そういう意味から、やはり5年間というのは非常に良い案ではないかなということで私も非常に賛成する方法ですけども。

一応、今度入札方法というか、請け負方法といいますか、或いは応募が有りましたと、それで行政と請負側とのプレゼンテーション方式をとられたのかどうされたのか。そのへんの聞き込み方式のそのへんをどうされたのか、そういうところをちょっとお尋ねします。それとそのプレゼンテーションの中で、新しい何か今までと違った業者の方からの、何というか執行計画方法といいますか、そういう行政が惹きつけられるような何か計画が出てきたのかそのへんをお願いします。

それとこれも参考ですけども、前回ずっと指定方式になってからも含めて、今現在入場者といいますか、それがどのような増減があっているのか、そのへんをちょっとご説明をお願いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

産業振興課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（三根貞彦君）

先ず第1点目でございますけれども、一応プレゼンテーションを私と係長でしたけれども聞きました。それで決定するにあたりましては、一応予定価格を敷きまして、それに対しま

して見積書がその金額の内に入っているかというふうなことで内容と金額と両方で決定を行ったところでございます。

それと2点目の質問でございます新しい事業等についてでございますけれども、何点かございますけれども主なものを申し上げますとこれは仮称でございますけれども、管理棟の横の所に、ずっと昔アスレチックみたいなやつがあった所に、今回わくわくの森構想ということでそこをブランコを吊ったりとか、輪投げをしたりとか、或いはハンモックをちょっと張って親子で遊べるような所にしたいというふうなことが一つございます。それと後はザリガニ釣りをしたいということだったんですけど、ちょっと外国産品種はどうだろうかということでその点はちょっと待ってくれというふうなことでプレゼンの時に話をした状況です。それと後、ローラースケート場がございますけれども、そこをちょっと大人の遊びではないですけどもラジコンカーレースを、最近ではラジコンカーとか何かは大人で遊ぶ方が結構いらっしゃいますので、そういったことであそこを活用してラジコンカーのレース大会等ができないかどうかなどの提案がっております。

それといこいの広場周辺は蕪池や何か近くでございますので、あそこらへんをサイクリングロードじゃないですけども、貸し出し自転車をちょっと置いて、そういったハイキングロード的な活用ができないかそういったふうな新しい提案もっております。

それと合わせまして、今までどおり管理につきましては十分やっていくというふうなことになっております。

利用者数につきましては、すみませんちょっと調べておりませんので、本会議が終了しました後にでも次の委員会の時にでも何かまたご説明をしたいと思いますので。以上でございます。

○議長（森敏則君）

4番議員堀君。

○4番（堀進一郎君）

非常に私も個人的にもこの村田さんという方は知っていますが、非常に真面目な人でこれまでも指定管理を担当していただきましたけども、非常に施設を大事にしながら町民のいこいの広場というものを充実したいという試みのある人だなと思っております。そういう中で今の計画の中で、今まだ木工教室ですか、或いは継続されているのかちょっと分かりませんが、非常にあれは私も経験しておりますけども非常に外部から長崎、大村遠く佐世保など多く県内から多くの方が来て体験されております。

非常にそういう意味から体験学習というか、そういうもの或いは宣伝効果はといいますか、非常にいこいの広場に対しての効果は、私は大になっていると思っておりますけども、今後も公共施設の充実というか、そういうものを行政に力を入れていただければなと思っておりますけども、それはどう考えておられるのか。ちょっとお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

産業振興課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（三根貞彦君）

ちょっと言い漏らしましたが、木工教室につきましても新たな提案があっておりまして、現在第1と第3日曜日に木工をやっておりますけれども、私もちょっと会員になって入っているのですが、3であっております。加えまして、日曜大工教室というのを第2と第4でちょっとやってみたい。2と4で日曜大工的な人が今度また木工にというふうなちょっと専門的になってきたり、入るといったふうなことの新たなそのような催しもやりたいというふうなことに合わせまして、そういうことで間伐材の利用の促進を図るというふうなことでそういうふうな提案もあっております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

他に。

9番議員岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

ちょっと募集の方法についてお尋ねしますが、1名だったというのは町外と県外こういうところの募集の方法もとられたのかどうかちょっとお尋ねをします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

産業振興課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（三根貞彦君）

一応、町内に向けての情報発信しかなかったと。ちょっと反省は致しております。もう少し広範囲に募集をかければよかったというふうには思っておりますけれども、町内だけといった形で募集をさせていただいております。以上です。

○議長（森敏則君）

9番議員岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

といいますのは例えば観光協会何かも全国的に募集をされますよね。今震災もあってますし、1ヶ月間の募集期間というのも短いし、もう前もって期限が切れるのは分かっていますから。もっと充実させるためには、町内だけとはいわずにできれば今後は町外、県外へもっと募集が色んな方のアイディアも取り入れられると思いますので、そういう方法を取るべきだと私は思いますがどうでしょうか町長。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

岡田議員の言われるとおり私も遅すぎるということを大分指摘をしまして、もっとやっぱ

りホームページあたりを活用して広く募集をするというのが原則ですので、今後は十分注意したいと。もう5年後しかございませんけども、今回も私も同じような指摘を致しまして、もっとやっぱり余裕を持ってすべきではないかということで反省を致しております。そういうことでこれに限らず、やっぱり広く募集するというのは心がけて参りますのでご理解を宜しくお願ひしたいと思っております。

○議長（森敏則君）

他に。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので質疑を終ります。

お諮りします。議案第74号は会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第74号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終ります。

これから議案第74条の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第74号、東彼杵町龍頭泉いこいの広場の指定管理者の指定は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第75号 平成23年度東彼杵町一般会計補正予算（第4号）

○議長（森敏則君）

次ぎに日程第4、議案第75号、平成23年度東彼杵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第75号、平成23年度東彼杵町一般会計補正予算（第4号）でございます。これにつきましては債務負担行為の補正でございまして、只今ご承認いただきましたいこいの広場の指定管理の指定に基づきます新たな債務負担行為の事項を追加するものでございます。詳細につきましては担当課長に再度説明をさせます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますよう宜しくお願ひ致します。

財政管財課長。

○議長（森敏則君）

財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

補足説明を致します。第1表債務負担行為でございます。12月1日に契約を締結するというので、平成23年度の歳出予算3,150千円、それから来年度平成24年度向こう5年間の債務負担行為の限度額14,560千円を一括して、年度を越えて契約を締結するというので債務負担行為の予算計上を致しております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行ないます。質疑がある方はどうぞ。

2番議員橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

この金額を見て、率直な意見ですけども安いなという感じが私は思います。予定価格の幅があったような先程のご説明でしたけども、予定価格の、所謂一番下部に近い方でしょうか予定価格の当然範囲内でしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

予定価格の公表というのはまだこの後議会が終わった後説明致しますけども、現在のところではいきますと予定価格は公表できませんのではっきり言えませんが、これは算定の方法が例えば経費が10,000千円なら10,000千円でございますそうしますとそれにつきましては収入が例えば5,000千円入りますと。そしたら5,000千円の収入の見方が8割にしています。80%。ですから、これが100%から80%ぐらいの範囲で、或いはもっと努力をして120%で利益を取るよという計画なのかどうなのか、そこらへんがよく判断がつかないわけです。安くは見ないでしようけども、見れませんけども少なくとも8割ぐらいは相手も見るといって算定をしておりますけども、この幅がありまして幅の関係がありまして非常に安いように見えますけども、逆にもっとたくさん90%仮に入ったとしますそうしますと、たまたま計算したら80%ぐらいのどちらかといいますとそういう感じでいきますから、非常に今単純にいきますと概ね60にはいっていませんが、ちょっともっと上あたりの70ぐらいまではいっているのではないかと考えております。ですからそれから100%迄の間ですので、非常に予定価格の定めが最低の方が難しいです。

上の方は単純に掛けていくわけですから10,000千円の5年間ということで掛けて出た答えでそのまま予定価格と致しますけども、最低というのはなかなか言いにくいものですから、どちらかといえば前回の3年間も安くやってもらっております。だから半分を切るように、原価を切るようにはなっていないはずですので、それぞれ収支も予定よりはもう少し上がったような状況で収入が上がってくれば赤字にはならないかと思っておりますので。確かに頑張ってもらっているというのは事実でございます。

○議長（森敏則君）

他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですのでこれで質疑を終ります。

お諮りします。議案第 75 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 75 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論をおこないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認めこれで討論を終ります。

これから議案第 75 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 75 号、平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 76 号 平成 23 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 3 号）

○議長（森敏則君）

次に日程第 5、議案第 76 号、平成 23 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 76 号、平成 23 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 594 千円を追加致しまして総額を 1,111,920 千円とするものでございます。提案の理由と致しましては、これは特定健康検査等国県負担金前年度精算に伴います返還金が見込まれるため、594 千円を追加計上致しております。財源につきましては、前年度繰越金を追加致します。詳細につきましては町民福祉課長の方で説明をさせます。慎重審議の上適正なるご決定を賜りますよう宜しくお願い致します。

町民福祉課長。

○議長（森敏則君）

町民福祉課長。

○町民福祉課長（西坂孝良君）

それでは議案第 76 号をご説明致します。先ず 6 ページの歳出をお願い致します。8 款 1 項 1 目、特定健康診査等事業費、23 節、償還金利子及び割引料につきましては、前年度の特定健康診査事業等にかかります国及び県の負担金が確定したことによります返還金でございます。国の負担金が 297 千円、県の負担金が 297 千円で合計の 594 千円を追加計上を致しております。県からの確定状況が 10 月下旬にありまして、支払が 12 月の中旬予定でございますので今回補正をお願いするものでございます。

次に 5 ペーに戻っていただきまして、歳入ですけれども 10 款 1 項 1 目 1 節、繰越金につきましては今回補正の財源として前年度繰越金 594 千円を充当するものでございます。

戻りまして 1 ページから 2 ページの第 1 表及び 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、只今説明を致しました補正の積み上げでございますので省略させていただきます。以上です。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行ないます。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑ないですか。質疑がないようですのでこれで質疑を終ります。

お諮りします。議案第 76 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 76 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終ります。

これから議案第 76 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 76 号、平成 23 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

日程第 6 報告第 9 号 専決処分の報告について

（大野原高原線改良工事(13 工区)請負契約の変更に伴う
請負金額の変更について)

○議長（森敏則君）

次に日程第6、報告第9号、専決処分の報告について（大野原高原線改良工事(13工区)請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）を議題とします。本案について報告を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

これにつきましては報告第9号でございますが、9月末で工事は終わっているかと思えますけども、大野原高原線改良工事（13工区）の契約額の変更を行なうものでございます。専決処分を致しております。詳細につきましては建設課長の方から説明をさせます。

建設課長。

○議長（森敏則君）

建設課長。

○建設課長（山田聡君）

代わりましてご説明を致します。

契約の目的 大野原高原線改良工事（13工区）

契約の方法 当初 指名競争入札による契約

変更 随意契約

変更前契約金額 53,410,350円

変更後契約金額 55,993,350円

相手方住所 東彼杵町三根郷 1622番地7

会社名 株式会社 朽原建設

代表取締役支店長 朽原 保

2,583千円の増でございます。平面図を添付しております。図の方でご説明致します。位置的には図面左手が彼杵宿方面、右手が中尾方面となります。この工事は平成23年3月9日の定例議会に於きまして承認を得て実施しているもので、国道交差点から220m付近の改良済地点から彼杵宿方面に幅員7mの改良工事の実施をしております。

今回変更の主なものにつきましては、赤の斜線で表示をしておりますけども工事区間を20m延長し、車道舗装工134㎡増、落ち蓋式側溝20m増、管渠型側溝20m増、植生機材吹きつけを1,100㎡ほど計上をしておりましたけども土質によりまして内670㎡をモルタル吹きつけに変更を致しております。当工事で発生する残土につきましては、大村へ運搬処分することと致しておりましたけども、町内の残土受け入れ地の受け入れ量の増により処分費が減。こういったものの変更や追加のために契約額に変更が生じたためのものでございます。以上報告を致します。

○議長（森敏則君）

それでは今のは報告事項でございますのでこれで報告第9号を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成23年第4回東彼杵町議

会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

閉会（午前10時08分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 23年 12月 8日

議 長 森 敏 則

署名議員 岡田 伊一郎

署名議員 後城 一雄